



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年10月2日 No.245

「法令改正に伴う就業規則等の改正について」 10月2日に団体交渉で会社提案を受ける！

<提案内容>

育児・介護休業法施行規則等の改正に対応し、育児や介護を行う社員が介護休暇や看護休暇を柔軟に取得することができるよう、以下のとおり就業規則等の改正を実施する。

1 改正内容

就業規則第78条に規定する「介護休暇」及び「看護休暇」について、次の各号により、時間単位（1時間の整数倍の時間をいう。）で取得することができるものとする。

- (1) 1箇月単位の変形労働時間制を適用する場合の時間単位の休暇は、指定した勤務の始業時刻から連続して所定労働時間未満、又は指定した勤務の終業時刻まで連続して所定労働時間未満のいずれかを単位として与えるものとし、勤務の間には与えない。
- (2) フレックスタイム制を適用する場合の時間単位の休暇は、社員が決定する始業時刻から連続して7時間以内、又は社員が決定する終業時刻まで連続して7時間以内のいずれかを単位として与えるものとし、勤務の間には与えない。
- (3) 時間単位の休暇は、8時間をもって1日単位の休暇とみなして取り扱う。

2 実施期日

令和3年1月1日

※エルダー社員・グリーンスタッフ・テンポラリースタッフについても、同様に見直しを行う。

▽介護休暇とは（無給）

社員の配偶者などの要介護者の介護、その他の世話を必要とする場合に、1年度につき5日以内を取得できる。

基本は前月の20日までに申請し、承認を得る

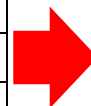
▽看護休暇とは（無給）

小学校6年生までの子と同居し、負傷・疾病の看護等を必要とする場合に、1年度につき5日以内を取得できる。

速やかに申請し、勤務整理を行う

<日単位での取得に加えて>

現 行
4時間以内の半日単位での取得が可能
日勤勤務・8時間以内の変形勤務に限定
勤務中間での取得は不可能
「半日単位×2」を、1日の休暇とカウント



<日単位での取得に加えて>

改正（案）
1時間単位での取得が可能に
勤務種別による制限を廃止
勤務中間での取得は不可能（変更なし）
「1時間×8」を、1日の休暇とカウント

◎ 交代勤務や乗務員勤務でも取得可能（乗務員勤務からは外さない）

◎ 乗務員勤務の社員は7時間10分であるが、8時間で1日とカウントする

▼乗務員（指定した労働時間／7時間10分）

介護・看護休暇の時間単位取得	所定勤務
----------------	------

最大7時間まで取得可能

▼交代制勤務（指定した労働時間／15時間）

介護・看護休暇の時間単位取得	所定勤務
----------------	------

最大14時間まで取得可能